

参照条文（防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令の一部を改正する訓令関連）

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）【防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和6年法律第24号）による改正後のもの】（抄）

（隊員の任期を定めた採用）

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）【防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和6年法律第24号）による改正後のもの】（抄）

第六条の二 特定任期付職員の号俸は、その者が従事する業務に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、特定任期付職員である事務官等について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げ

る号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

- 3 防衛大臣は、特定任期付職員である自衛官について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第五項及びこの条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第二の陸将、海将及び空将の欄の八号俸の額未満の額に限る。）又は同欄の八号俸の額に相当する額とすることができる。

## ○ 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）（抄）

### 第2章 防衛大臣の行使する任命権

#### 第1節 任免

（事務次官等の任免）

第6条 次の各号に掲げる隊員の任免は、防衛大臣が行う。

- (1) 事務次官
- (2) 防衛審議官
- (3) 内部部局（防衛省本省の内部部局をいう。以下同じ。）の隊員
- (4) 防衛人事審議会の再就職等監察官たる隊員
- (5) 施設等機関（防衛省本省の施設等機関をいう。以下同じ。）の長たる隊員
- (6) 統合幕僚長たる自衛官
- (7) 幕僚長たる自衛官
- (8) 情報本部長たる自衛官
- (9) 防衛監察監たる隊員
- (10) 地方防衛局長たる隊員
- (11) 防衛大学校等及び共同の部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれる部隊をいう。以下同じ。）の4級以上の事務官等（第5号及び第9号に掲げる者を除く。以下同じ。）
- (12) 地方防衛局の3級以上の事務官等（第10号に掲げる者を除く。以下同じ。）
- (13) 防衛装備庁長官
- (14) 防衛装備庁の職員である幹部隊員（前号に掲げる者を除く。）

(内部部局の自衛官の任免の特例)

第6条の2 前条第3号に掲げる隊員のうち自衛官の任免に関して、当該幕僚長は、防衛大臣に意見を述べることができる。

(1佐以上の自衛官等の任免)

第7条 1佐以上の自衛官(第6条第3号及び第6号から第8号までに該当する者を除く。)及び陸海空の7級以上の事務官等の任免は、当該幕僚長の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

(2佐又は3佐たる自衛官等の任免)

第8条 2佐又は3佐たる自衛官(第6条第3号に該当する者を除く。)及び陸海空の4級、5級及び6級の事務官等の任免は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

(統合幕僚監部等の3佐以上の自衛官の任免の特例)

第9条 統合幕僚監部等に勤務する3佐以上の自衛官の任免に関しては、統合幕僚長等は、防衛大臣に意見を述べることができる。

(3佐以上の自衛官の陸海空相互間の転官)

第10条 3佐以上の自衛官の陸海空相互間の転官は、第7条及び第8条の規定にかかわらず、1佐以上の自衛官(第6条第6号から第8号までに該当する者を除く。)にあつては関係幕僚長の意見を聴いて、2佐又は3佐たる自衛官にあつては関係幕僚長の協議に基づく転官先幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

(1佐の階級を指定する予備自衛官の任免等)

第10条の2 1佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用(自衛隊法第68条第2項の規定により任用期間が満了した後引き続いて予備自衛官に任命することをいう。次条及び第80条において同じ。)、階級の指定、昇進、退職及び免職は、当該幕僚長(当該予備自衛官が所属する自衛隊を監督する幕僚長をいう。次条及び第80条において同じ。)の意見を聴いて、防衛大臣が行う。

(2佐又は3佐の階級を指定する予備自衛官の任免等)

第10条の3 2佐又は3佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、任官(予備自衛官補から予備自衛官への任官に限る。第80条において同じ。)、退職及び免職は、当該幕僚長の具申によつて、防衛大臣が行う。

(統合幕僚長との関係)

第10条の4 統合幕僚長は、運用上必要があると認めるときは、第7条又は第8条に規定する自衛官の任免について、防衛大臣に意見を述べることができる。

### 第3章 自衛官に関する任命権の委任

#### 第1節 任免

(尉たる自衛官の任免)

第26条 尉たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の任免は、当該幕僚長が行う。ただし、その採用、免職及び行動時等（自衛隊法第6章に規定する行動中の期間その他防衛大臣が定める期間をいう。以下同じ。）における退職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

（准尉、曹又は士たる自衛官の採用）

第27条 准尉又は曹たる自衛官の採用は、陸空にあつては当該幕僚長が、海にあつては当該地方総監が行う。

2 士たる自衛官の採用は、陸にあつては独立の教育大隊又は指定部隊等の長が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空教育隊司令官が行う。

3 前2項の規定にかかわらず、元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）の規定による元自衛官の准尉、曹又は士たる自衛官への採用は、陸にあつては陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は方面総監が、海にあつては当該地方総監が、空にあつては航空幕僚長、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、航空方面隊司令官又は補給本部長が行う。

（陸の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免）

第28条 陸の准尉たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、陸上総隊に所属する者については陸上総隊司令官が、方面隊及び方面総監に隷属する機関に所属する者については当該方面総監が行うほか、陸上幕僚長が行う。

2 陸の曹たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊	団	団長
	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
	師団	師団長
	旅団	旅団長

方面隊	指定部隊	指定部隊の長
	上記以外の部隊	方面総監
指定部隊等		指定部隊等の長

- 3 陸の士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊司令部		陸上総隊司令官
方面総監部		方面総監
師団司令部		師団長
旅団司令部		旅団長
団本部		団長
連隊		連隊長
指 定 部 隊 等		指定部隊等の長
上記以外の部隊	陸上総隊司令官直轄部隊	陸上総隊司令官
	方面総監直轄部隊	方面総監
	師団長直轄部隊	師団長
	旅団長直轄部隊	旅団長
	団長直轄部隊	団長

(海の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免)

第29条 海の准尉、曹又は士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、当該地方総監が行うほか、海上幕僚長が行う。

(空の准尉、曹又は士たる自衛官の採用以外の任免)

第30条 空の准尉又は曹たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空方面隊司令官
	上記以外の部隊	航空総隊司令官
航空支援集団		航空支援集団司令官
航空教育集団		航空教育集団司令官
幹部候補生学校		
第1術科学校		
第3術科学校		
第4術科学校		
第5術科学校		
航空開発実験集団		航空開発実験集団司令官
指定部隊等		指定部隊等の長

2 空の士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の採用以外の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

--	--	--	--

航空総隊	航空方面隊	航空団	航空団司令
		航空警戒管制団	航空警戒管制団司令
		高射群	高射群司令
		上記以外の部隊	航空方面隊司令官
	警戒航空団		警戒航空団司令
	航空救難団		航空救難団司令
	航空戦術教導団		航空戦術教導団司令
	上記以外の部隊		航空総隊司令官
航空支援集団	輸送航空隊		輸送航空隊司令
	航空保安管制群		航空保安管制群司令
	航空気象群		航空気象群司令
	上記以外の部隊		航空支援集団司令官
航空教育集団	航空団		航空団司令
	飛行教育団		飛行教育団司令
	航空教育隊		航空教育隊司令
	上記以外の部隊		航空教育集団司令官
航空開発実験集団	飛行開発実験団		飛行開発実験団司令
	上記以外の部隊		航空開発実験集団司令

	官
幹部候補生学校	幹部候補生学校長
第1術科学校	第1術科学校長
第3術科学校	第3術科学校長
第4術科学校	第4術科学校長
第5術科学校	第5術科学校長
指定部隊等	指定部隊等の長

(准尉、曹又は士たる自衛官の異任)

第30条の2 准尉、曹又は士たる自衛官（第6条第3号に該当する者を除く。）の異任は、当該幕僚長の定めるところにより行う。この場合、特に緊急の必要があるときは、下級者たる部隊等の長の行う異任を上級者たる部隊等の長に一括して行わせることができる。

(1尉以下の自衛官の陸海空相互間の転官)

第31条 1尉以下の自衛官の陸海空相互間の転官は、第26条及び第28条から第30条までの規定にかかわらず、関係幕僚長が協議して、転官先の任免権者が行なう。ただし、尉たる自衛官の転官については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

#### 第4章 事務官等に関する任命権の委任

##### 第1節 任免

(3級の事務官等の任免)

第60条 3級の事務官等（次項及び第3項に掲げる者を除く。）の任免は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、当該幕僚長、情報本部長又は防衛監察監が行う。ただし、その採用及び免職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 自衛隊情報保全隊の3級の事務官等の任免は、陸上幕僚長が行う。ただし、その採用及び免職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 自衛隊サイバー防衛隊の3級の事務官等の任免は、統合幕僚長が行う。ただし、その採用及び免職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(陸の2級以下の事務官等の任免)

第61条 陸の2級以下の事務官等の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、陸上幕僚長が行う。

陸上総隊	陸上総隊司令官
方面隊	方面総監
指定部隊等	指定部隊等の長

(海の2級以下の事務官等の任免)

第62条 海の2級以下の事務官等の任免は、指定部隊等に所属する者について海上幕僚長が行うほか、当該地方総監が行う。

(空の2級以下の事務官等の任免)

第63条 空の2級以下の事務官等の任免は、次の表の左欄の部隊等に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊（指定部隊を除く。）	航空総隊司令官
航空支援集団	航空支援集団司令官
航空教育集団	航空教育集団司令官
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令官
指定部隊等	指定部隊等の長

(共同機関の2級以下の事務官等の任免)

第63条の2 共同機関の2級以下の事務官等の任免は、第61条から第63条までの規定にかかわらず次の表の左欄の機関に所属する者についてそれぞれ右欄の者が行う。

体育学校	陸上幕僚長
中央病院	中央病院長

陸上幕僚長の監督を受ける地区病院	当該方面総監
海上幕僚長の監督を受ける地区病院	当該地方総監
航空幕僚長の監督を受ける地区病院	航空幕僚長
地方協力本部	当該方面総監

(2級以下の事務官等の任免の特例)

第63条の3 陸海空又は共同機関の2級以下の事務官等(自衛隊法第36条の2第2項の規定により採用された隊員に限る。)の任免は、第61条から前条までの規定にかかわらず、当該幕僚長が行う。

(防衛大学校等、地方防衛局及び共同の部隊の2級以下の事務官等の任免)

第64条 防衛大学校等及び地方防衛局の2級以下の事務官等の任免は、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長が行う。

2 自衛隊情報保全隊の2級以下の事務官等の任免は、陸上幕僚長が行う。

3 自衛隊サイバー防衛隊の2級以下の事務官等の任免は、統合幕僚長が行う。

(3級以下の事務官等の昇任等)

第64条の2 3級以下の事務官等の任免権者を異にする転官及び併任は、第60条から前条までの規定にかかわらず、関係任免権者が協議して、転官又は併任先の官職に係る任免権者が行う。

2 前項の協議については、陸海空にあつては当該幕僚長の指示をもつて、これに代えることができる。

## ○ 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第14号)(抄)

(身体検査の実施区分)

第2条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、学生及び生徒の採用のための身体検査(以下「身体検査」という。)は、採用予定者を決定するとき及び採用予定者を入隊させ、又は入学させるときに行うものとする。

(身体検査の合格基準)

第4条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。

(1) 男子たる自衛官(第3号に掲げる者を除く。)、自衛官候補生及び予備自衛官補(以下「男性自衛官等」という。)

別表第1に定める基準

- (2) 女子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）、自衛官候補生及び予備自衛官補（以下「女性自衛官等」という。）

別表第2に定める基準

- (3) ～ (6) (略)

参照条文（選考による自衛官の採用の基準に関する訓令の一部を改正する訓令関連）

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）【防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和6年法律第24号）による改正後のもの】（抄）

（隊員の任期を定めた採用）

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一～四 （略）

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六～八 （略）

2 （略）

○ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文部省告示第84号）（抄）

（高度専門士の称号）

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 修業年限が四年以上であること。

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学 科 の 区 分		要 件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外 のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
通信制の学科		

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。